

(目的)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット(以下「ヘルメット」という。)の購入費用の一部を補助することにより、ヘルメットの着用促進を図り、交通安全意識の高揚と交通事故防止及び事故被害の軽減を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱は、石垣市補助金等交付規則(平成6年規則第4号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、「ヘルメット」とは、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであつて、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (6) 前各号に類する認証等を受けたマークが付与されたもので、市長が認めるもの。

(補助対象者)

第4条 補助金は予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請をする日において市内に住所を有する者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(令5告示155・一部改正)

(補助金額)

第5条 補助金額は、ヘルメット1個につき2,000円とする。ただし、当該ヘルメットの購入金額が2,000円未満のときは、当該購入金額とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を、ヘルメットを購入した当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) ヘルメットを購入した際の領収書等(購入日、購入店名、メーカー、品番(商品名)、購入金額の記載があるもの)。なお、紛失等により領収書等を添付出来ない場合は、市長が別に定める取扱いとする。
- (2) 申請者又は保護者の本人確認ができる書類
- (3) 第3条第1号から第6号に掲げる認証の確認ができるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(令5告示155・一部改正)

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定(却下)及び額を確定したときは、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付決定(却下)及び額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に際し、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付すことができるものとする。

(令5告示186—1・一部改正)

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号のほか、石垣市補助金等交付規則及び他の法令に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、取り消された補助の額を返還しなければならない。

(補助金の請求及び受領)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金請求書(様式第4号)により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(交付台帳)

第10条 市長は、補助金の交付状況を明らかにするため、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付台帳(様式第5号)を備えるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令5告示155・一部改正)

附 則(令和5年告示第155号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年告示第186—1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(令5告示155・一部改正)

様式第1号（第6条関係）
石垣市長 様

年 月 日

申請者（ヘルメット使用者）

住 所	
フリガナ	
氏 名	（自署）
電 話 番 号	

申請者（保護者）※ヘルメット使用者に未成年者がいる場合

住 所	
フリガナ	
氏 名	（自署）
電 話 番 号	

石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付申請書兼実績報告書

石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

ヘルメットの使用者			購入したヘルメット			補助金申請額 ※2
氏名	生年月日	申請者との関係	メーカー品名・品番	安全基準※1	購入価格（税込み）	
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円

※1安全基準：SG、JCF、CE、GS、CPSC

※2補助金申請額：ヘルメット1個につき2,000円（1人1個かつ1回限り）

※購入金額が2,000円未満のときは当該購入金額

添付書類

- (1) 領収書（購入日、購入店舗、メーカー、品番（商品名）、購入金額の記載があるもの）
- (2) 安全基準の認証の確認ができるもの
- (3) 申請者又は保護者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の写し
- (4) その他必要な書類

（表面）

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックをしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、誓約します。

- この書類に記載したヘルメットの使用者は、過去にこの補助金の交付は受けていません。
- この書類に記載の購入したヘルメットは、使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品含む）ではありません。
また、安全基準の認証を受けているものです。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付は受けていません。
- 補助金の交付を受けたヘルメットの着用時等に発生した交通事故について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けた事が判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。

【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

- この書類等により市が入手する個人情報に関し、この補助金の目的の範囲内において使用されることについて同意します。

- この補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳及び市税等の納付状況（義務履行相当）について確認することについて同意します。

年 月 日

氏名（自署）

（裏面）

様式第2号（第7条関係）

石垣市指令 号
年 月 日

様

石垣市長 印

石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付決定（却下）及び額の確定通知書

年 月 日付で交付申請のありました石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金については、下記のとおり決定（却下）及び額を確定したので、石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

対象者氏名	
補助金の交付決定及び確定額	
却下の場合の理由	

様式第3号(第8条関係)

石総防第 号
年 月 日

様

石垣市長 印

石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付石垣市指令第 号で交付決定した石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金について、下記のとおり返還を請求します。

記

対象者氏名	
返還の額	
返還の理由	

様式第4号(第9条関係)

石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金請求書

年 月 日

石垣市長 様

申請者 住所

氏 名 印

石垣市自転車乗車用ヘルメット着用推進補助金交付要綱第9条の規定により、以下のとおり補助金の交付を請求します。

請求金額							
------	--	--	--	--	--	--	--

振 込 口 座	金融機関名		本・支店名	支 店 出張所
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	(フリガナ)			
	口座名義人			

※口座名義人は申請者と同一であるものに限りませう。

※振込先の金融機関名・支店名・口座番号のわかるもの(通帳等)の写しを添付してください。

